

関西みらいフィナンシャルグループの 「住宅」「アパート・マンション」ローンの取組姿勢について

昨今、住宅やアパート・マンション等の不動産取得にかかるローンの申し込み手続きに関連して、金融機関へのお客さま紹介を行う一部の不動産関連業者等の役職員（以下「紹介業者」）による、コンプライアンス意識の欠如などを背景とした、次のような法令違反行為・不正行為が取り沙汰されています。

<一例>

- ・ 収入証明書（例：源泉徴収票、課税証明書など）の偽造・改ざん
- ・ 預金残高の水増し・改ざん
- ・ 他人の預金通帳の流用
- ・ 不動産の売買金額を水増しするなど、売買契約書の偽造・改ざん
- ・ 不動産投資目的の借入を住宅ローンとして虚偽申込

関西みらいフィナンシャルグループ（以下「当社グループ」）では、お客さまが法令違反行為・不正行為に巻き込まれることを防ぐため、このような行為に対して、次のような法的措置を含めた厳格な対応を実施しております。

<一例>

- ・ 刑事告訴（紹介業者の役職員が逮捕され有罪となった事案もあります）
- ・ 損害賠償請求訴訟の提起
- ・ 公的機関との協議・連携
- ・ グループ内における情報共有

当社グループは、例にあるようなお客さまの利益を害する法令違反行為・不正行為を決して許しません。

お客さまの利益を第一に考え、今後もこのような取組みを継続いたします。

【お客さまへ】

一部の紹介業者による、例にあるような法令違反行為や不正行為によってお客さまが犯罪に巻き込まれるケースもあります。また、紹介業者によってはお客さまに口裏合わせを求めるような場合もありますのでご注意ください。

当社グループの銀行各社へのローンのお申し込みにかかる手続きを依頼されている紹介業者の言動などにお客さまが不審な点を感じられた場合には、お申込先の銀行へご連絡ください。

当社グループの取組みにご理解とご協力をお願いいたします。

以上